

地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの第一期中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討について(概要)(案)

1 第一期中期目標期間の業務実績評価（第一期中期目標期間評価の概要）

(1) 項目別評価の概要

S評価…2項目 A評価…12項目 B評価…16項目

C評価・D評価…なし

〔S評価の項目〕高齢者急性期医療の提供

認知症の病因・病態・治療・予防の研究

(2) 全体評価の概要

中期計画の実施状況から見て、業務全体が概ね着実な進捗状況にある

2 中期目標期間終了時における組織・業務全般の検討

中期目標期間終了に向けた事前の取組

(1) 『事前評価』を実施

平成23年度 第二期中期目標の策定に当たり、中期目標期間における業務実績評価（中期目標期間評価）に準じた、第一期中期目標期間が終了する前の予備的な業務実績評価（事前評価）を実施

(2) 局横断的な検討・検証

平成24年度 第二期中期目標の策定に当たり、東京都の関係部署との協議及び局横断的な検討・検証を実施、第二期中期目標に反映

中期目標期間終了時における検討

○ センターが実施する業務について

⇒ 高齢者医療や老年学に関する研究へのニーズが高まっている中で、センターの必要性は高く、存在の意義がある

○ センターの組織及び運営形態について

⇒ 独法化の効果を十分に発揮し、医療需要に対応した経営を実施しておりセンターの運営形態は、引き続き現行を継続することが適切である

3 総括

★ **センターの業務内容、組織構成、運営形態について、総体として適切かつ妥当なものと判断される**

⇒ **特段の措置を講ずる必要性は認められない**

★ **第二期中期目標に基づき着実に業務運営を行うとともに、今後とも社会経済情勢等の変化に機動的に対応し、より高い業務実績を目指すことが期待される**

【地方独立行政法人法】

第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。